

令和7年2月26日

郡市区等医師会御中

大阪府医師会  
(公印省略)

令和6年度補正予算「病床数適正化支援事業」について

平素は本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

令和6年度補正予算による厚生労働省の「医療施設等経営強化緊急支援事業」につきましては、先般、令和7年2月13日付日医発第1926号（地域）（医経）（健Ⅱ）の文書（府医からは2月14日付発出）を以て、会員医療機関への周知をお願いしたところです。

今般、そのうち「病床数適正化支援事業」通知は日本医師会文書内にあるように、事業計画の提出が要請されております（活用意向調査）。各都道府県においては、管内の医療機関に事業計画の提出依頼を行い、3月18日まで（各医療機関から都道府県行政への提出期限は、これより早い日）に取りまとめ、厚生労働省に報告することとされております。

なお、具体的な申請方法等については、大阪府から本会へ情報提供があり次第、改めてお知らせいたします。

つきましては、別添の日本医師会通知文書より抜粋した下記留意点をご確認のうえ、会員医療機関に対し、周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

また、万が一、行政による事業計画の取りまとめにあたって合理的な理由なく対象外とされた事例、また既に病床削減が行われ、緊急性があるにも関わらず先行して給付金の支給がなされない事例等があれば日本医師会へ情報提供いたしますので、当会地域医療1課宛にご連絡ください。

記

<厚生労働省事務連絡や資料からの抜粋（一部、本会にて改編）>

- ・ 本事業の対象は、令和6年12月17日以降、令和7年9月30日までに病床数を削減した医療機関です。
- ・ 都道府県より各医療機関に対し、事業計画の提出依頼がなされます。ここで事業計画の提出がない場合は、給付対象外となります。  
したがって、医療需要の変化を受けて病床数の削減を既に実施、もしくはご検討されている医療機関においては、事業計画をご提出ください（実際の支給申請は、後日改めて行うこととなります）。
- ・ 各医療機関から都道府県行政への事業計画の提出期限は、厚生労働省が作成した「支給までのスケジュール」では「（～3/14ㄨ）」とされていますが、具体的には大阪府からの情報提供をお待ちください。

- ・ 国においては、各医療機関からの事業計画（活用意向調査）の提出状況を踏まえて、予算の範囲内での配分を行うにあたって検討を行う予定としています。
- ・ 介護医療院等の介護保険施設への転換のための減床は支給対象外とされています。
- ・ 入院医療は継続するという趣旨から、有床診療所から無床診療所への変更、廃院に伴い削減する病床は支給対象外とされています。また、令和7年9月末時点で廃院をしていないこと（地域医療構想に基づく再編統合は除く）とされています。
- ・ 医療機関への給付金の支給は、対象期間である令和7年9月末まで全ての病床削減を待たずに行うのではなく、厚生労働省から都道府県行政に対し、「経営が赤字であって既に病床削減を行っている医療機関等においては、経営に支障を来す恐れがあり緊急性を要します。そのため、そのような事情を配慮して、特に当該医療機関に対しては最大限に速やかに給付金を給付し、早期執行をお願いしたい。」と求めております。
- ・ ここでいう病床削減とは、保健所等への病床数減少の届出を行うこととなります。
- ・ その他、詳細が定まりましたら、改めてご連絡します。

【担当】大阪府医師会地域医療1課

TEL : 06-6763-7012